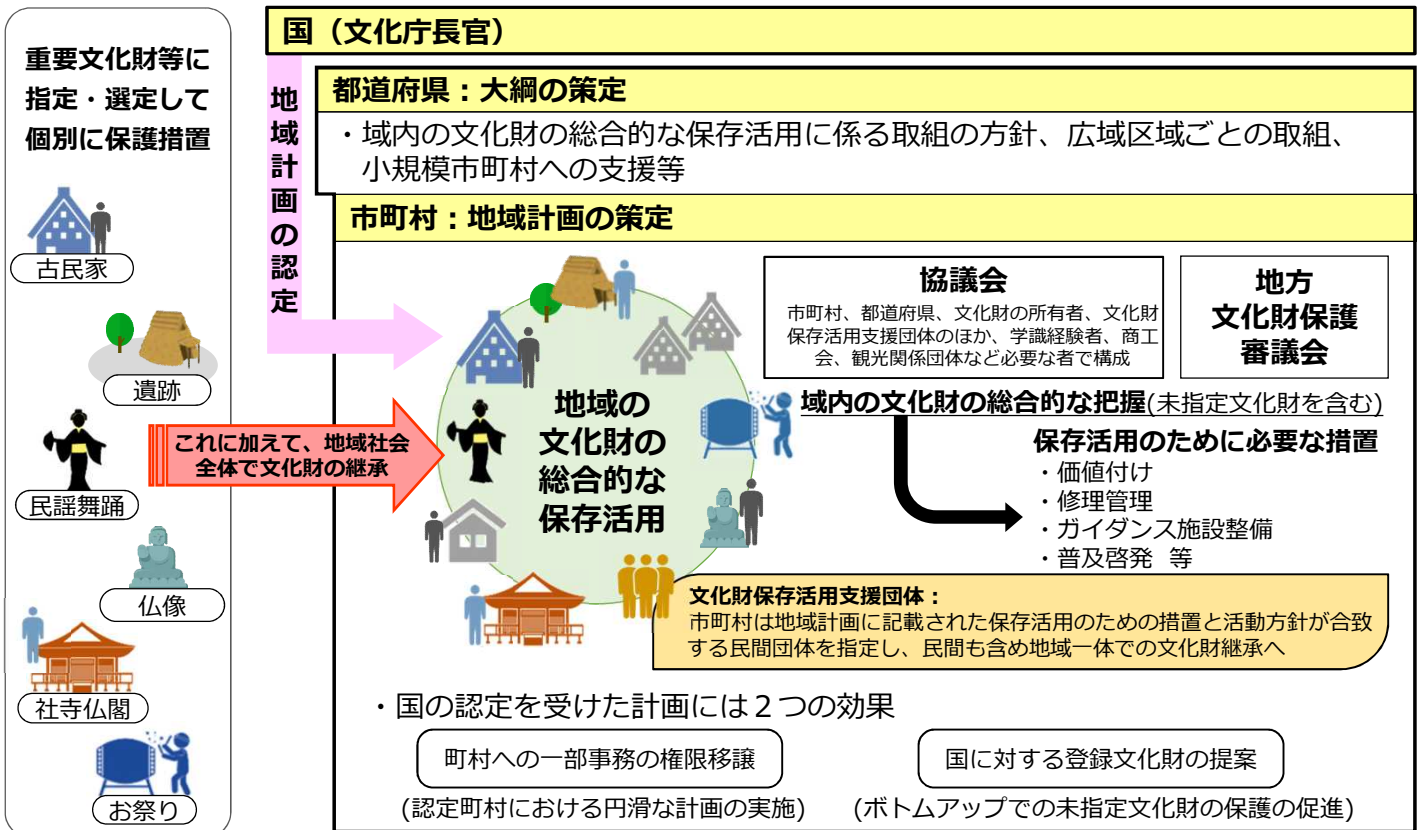


## 文化財保護法改正による新たなスキーム（イメージ）

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

### 地域における文化財の総合的な保存・活用



### 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

#### ○個別の文化財の保存活用計画の国の認定

##### 国：文化庁長官

認定

##### 所有者・管理団体：保存活用計画の作成

「旧〇〇家住宅」  
保存活用計画「〇〇図屏風」  
保存活用計画「〇〇城跡」  
保存活用計画

等

##### 【計画の認定を受けることによる効果】

- ・ 国指定等文化財の現状変更等にはその都道府県の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・ 美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

#### ○所有者に代わり文化財の保存活用を担う主体の位置付け

「特別な事情があるとき」に選任できるとしている管理責任者について、必要があるときに選任できるよう要件拡充する

所有者単独で  
保存活用の取組所有者の取組を  
積極的にサポート

### 地方文化財行政の推進力強化

- ・ 地方における文化財保護の所管は教育委員会だが、文化行政全体としての一体性やまちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、**条例により、文化財保護の事務を首長が担当できるようにする**
- ・ ただし、首長部局に移管する場合は、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡等に対応するため、文化財保護法において任意設置となっている地方文化財保護審議会の設置を必須とする

# 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の概要

## 趣旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

## 概要

### 1. 文化財保護法の一部改正

#### (1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

- ① **都道府県**は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の**大綱**を策定できる  
【第183条の2第1項】
  - ② **市町村**は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な**計画**（文化財保存活用地域計画）を作成し、**国の認定を申請**できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、**協議会**を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）  
【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】
- 【**計画の認定を受けることによる効果**】 【第183条の5、第184条の2】

  - ・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進
  - ・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進
- ③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を**文化財保存活用支援団体**として指定できる  
【第192条の2、第192条の3】

#### (2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

- ① 国指定等**文化財の所有者**又は**管理団体**（主に地方公共団体）は、**保存活用計画**を作成し、国の認定を申請できる  
【第53条の2第1項等】
- 【**計画の認定を受けることによる効果**】 【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】

  - ・国指定等文化財の現状変更等にはその都道府県の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
  - ・美術工芸品に係る**相続税の納税猶予**（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）
- ② 所有者に代わり文化財を保存・活用する**管理責任者**について、**選任できる要件を拡大**し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る  
【第31条第2項等】

#### (3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

- ① 下記2. により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には**地方文化財保護審議会**を必置とする  
【第190条第2項】
- ② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う**文化財保護指導委員**について、都道府県だけでなく**市町村にも置くことができる**こととする  
【第191条第1項】

#### (4) 罰則の見直し

- ① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る**罰金刑の引き上げ等**  
【第195条第1項等】

### 2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における**文化財保護の事務**は教育委員会の所管とされているが、条例により**地方公共団体の長**が担当できるようにする  
【地教行法第23条第1項】

施行期日

平成31年4月1日